

計画の推進に向けて

1 計画推進体制の確立

第2期計画推進体制の確立及び区地域福祉計画推進協議会については、基本的には第1期の体制を踏襲していきます。



2 計画の周知

第2期計画の重点は、次の三点です。

第一は、自助・共助中心の計画であること。

第二は、計画の推進の担い手を明確にしたこと。

第三は、福祉計画推進の重点目標を決め、それを優先して推進することです。

上記を区民に理解してもらい、取り組みに参加してもらうことが大切です。広報誌「みどりのきずな」などを通して周知徹底を図ります。



3 計画の推進の方向

第2期計画は、平成23年度から26年度までの4か年計画です。一度決めた計画は絶対のものではなく、時代によって変容していかななくてはなりません。そこで次のことを念頭において推進していきます。

第一は、第1期計画を継続し、重点目標を決めて推進します。

第二は、年度ごと、必要に応じ、計画の見直しを実施します。

第三は、計画の3年目に地区の代表者（子ども・若い母親・高齢者・障害者）を選出し、計画の進捗状況について意見聴取の機会を設けます。

4 計画の推進強化について

地域福祉計画が順調に推進していくためには、①地域住民の協力②地域福祉協力ネットワーク③コーディネーター機能の連携等のしくみづくりが欠かせません。この三者を有機的に結びつけ推進していくのが緑区地域福祉計画推進協議会の役割です。

第一は、地域住民の協力。住民の声が地域福祉計画推進協議会に直接届くようなしくみづくりを進めます。

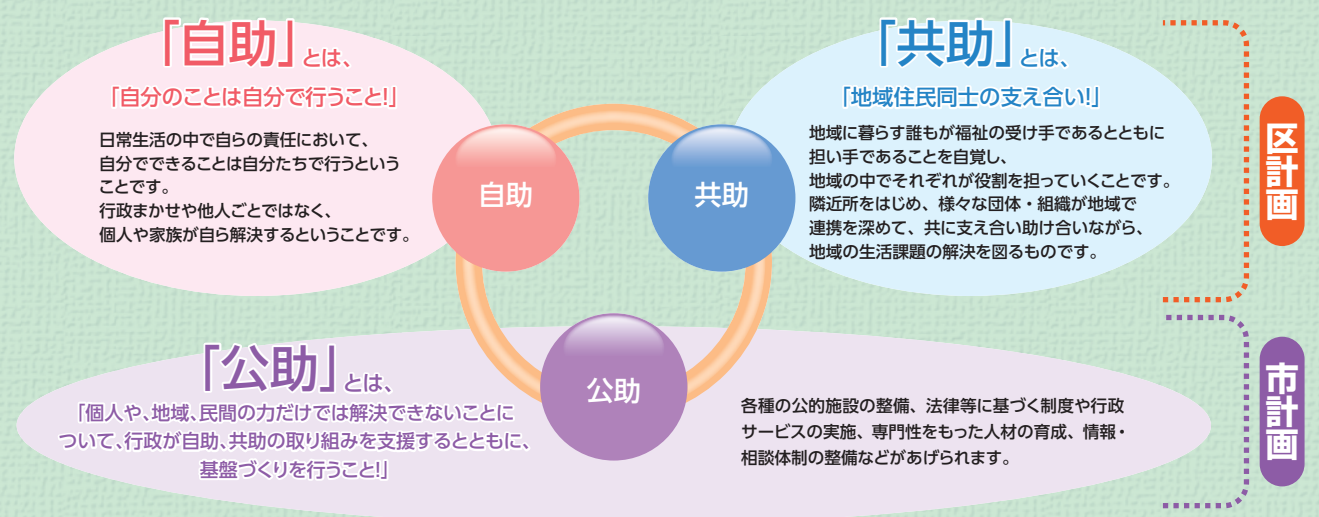
第二は、地域福祉協力ネットワークづくり。主な担い手に挙げた各機関の連携・情報交換・情報の共有を行い【横のつながり】を作ります。

第三は、コーディネーター機能（地域の支援役）の充実。地域住民の生活課題・要望・相談・調査・情報提供の助言、ネットワークへの連絡調整等の仲立ちをするとともに、社会福祉協議会地区部会や区地域福祉計画推進協議会との連携を図ります。

地域のコーディネーターは、地区部会長、副会長、自治会長（各役員）、民生委員、地域福祉計画推進協議会役員がこれに当たります。

地域住民のきずなを深め、 みんなが手を結び合い 住みよいまちづくりを推進する

第2期 緑区地域福祉計画



千葉市は、社会福祉法に基づき、各区ごとに、身近な地域での様々な生活課題に対して、自分のことは自分で行うこと **自助**、地域住民同士が支え合うこと **共助** を中心とした住民参加・活動計画「各区地域福祉計画」、及び地域福祉に関する基本理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策や、地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策 **公助** を中心とする「千葉市地域福祉計画」を策定しています。

地域福祉計画	
区地域福祉計画（6区において策定）	市地域福祉計画
<ul style="list-style-type: none"> 自助・共助を中心とした計画 地域の課題を解決するための方策や具体的な取り組みを盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> 市で取り組むべき公助を中心とした計画 区計画を進めるために必要な支援策を盛り込む



緑保健福祉センター高齢障害支援課

〒266-8275 千葉市緑区鎌取町 226-1
TEL 043-292-8138 FAX 043-292-8276
電子メール koreishogai.MID@city.chiba.lg.jp

千葉市保健福祉局地域福祉課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号千葉市役所 1 階
TEL 043-245-5158 FAX 043-245-5620
電子メール chiiki.HW@city.chiba.lg.jp

千葉市

第2期 緑区地域福祉計画

第1期計画から第2期計画へ

緑区は、「区民一人一人が手を結び合い、心あたたまる地域の活性化をめざし、住みよいまちを創造していく」を基本理念に、住民同士が言葉をかけ合い助け合う人間性あふれる地域社会を目指し、平成18年3月に第1期地域福祉計画を策定し推進してきました。

[計画期間 平成18～22年度]

第2期計画は、地域福祉の取り巻く環境の変化に対応し、第1期計画の取り組み状況と課題を検証・反映して策定しました。

策定のポイント

- ① 市地域福祉計画と区地域福祉計画の役割分担の整理
住民が参加・活動する内容(自助・共助)を位置づけた「区計画」と、行政が取り組むべき内容(公助)を位置づけた「市計画」の役割分担を整理すること。
- ② 現状に則した修正
社会経済情勢や国等の動向、その他の諸状況の変化を踏まえて修正を行い、必要に応じて適切な取組項目を新たに設定すること。
- ③ 区計画のメリハリ
区の特徴に合わせた課題への対応を図るため、優先して取り組む項目を設け、取組みを強化すること。
- ④ 担い手の明確化
区計画を着実に推進するため、計画を実行する担い手を明確化すること。
- ⑤ 内容の重複の統合、表現の平易化
推進項目を明確化し、区民に分かりやすい文章表現を心がけること。

基本理念・基本方針

基本理念 地域住民のきずなを深め、 みんなが手を結び合い住みよいまちづくりを推進する

- 明るい社会を築いてきた高齢者のために —
- 未来を築く子供たちのために —
- 障害者(児)が希望を持って地域に生き、働けるために —

基本方針 5つのキーワード

- ① **コミュニケーション(交流・ふれあい・社会参加)**
「向こう三軒両隣」・この気持ちで人と人のつながりを大切にします。
- ② **施設の活用(居場所・安らぎ・学び)**
「安らぎと学び」・成就と達成感を高齢者・子ども・障害者(児)・子育て中の母親・支援者、みんなで広げます。
- ③ **緊急時の支援・対応(安心・安全・安住)**
「安心・安全・安住」・みんなで支援し、みんなで守ります。
- ④ **身近な生活支援(手伝い・助け合い・声かけ合いの輪を)**
「困ったときは、声かけて」・みんなで考え、積極的に働きかけます。
- ⑤ **交通対策(気軽に便利に行動を)**
「外出は、心のオアシス」・一人でも気軽に出かけられるために。



重点目標

地域福祉計画における基本方針を5項目設定しましたが、その中でも、さらに充実し推進しなければならないもの、地域住民の福祉行政に対する要望のあるもの、区全体として取り組む内容を絞り福祉の内容を向上させたいとの観点から重点目標を設定しました。



基本方針1 コミュニケーション

重点目標

- 地域の行事に参加しよう
- 核家族の子育て不安を解消
- 意見を聴取する会・講演会の開催
- 学校との交流

基本方針2 施設の活用

重点目標

- 子どもたちへの支援
- 元気な高齢者によるボランティアの支援

基本方針3 緊急時の支援・対応

重点目標

- 災害時避難誘導體制の充実
- 72時間(3日間)自給生活の徹底
- 地域の諸団体、行政機関との連携

基本方針4 身近な生活支援

重点目標

- 安否の確認
- まちの安全点検

基本方針5 交通政策

重点目標

- 地域住民の実態把握
- 移送サービス事業の検討
- 歩道等の改善